



# JFSTA NEWS

NO. 26  
2014. 1. 28

目 次	
新年ご挨拶・・・・・・・・・・ 1	
協会の5年間を振り返って・・・・・・・・・・ 2	事務局便り・・・・・・・・・・ 10

## 新年ご挨拶

会長 川口恭一

新年おめでとうございます。

平成26年の年頭に当たり、会員の皆様に新年のお慶びを申し上げます。

関東地方の三が日は穏やかな日射しに恵まれ、平成26年の明るい展望を期待させるものが感じられました。正月のテレビ番組や新聞紙上には和食や日本の食文化に関する報道が溢れ、この中で食材としての水産物についての報道も多く見られました。これは昨年12月に「和食 日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことによるところが大きかったと考えられます。

しかしながら、都市の家庭における魚介類消費量は低迷しています。日本人の人口減少や高齢化の影響もあるでしょうが、消費者からは「調理の手間、残滓の処理が大変、骨などの食べにくさ」が指摘され、「家庭食材としての魚介類購入は避け、おいしい魚を食べたいときは外食」との答えが返ってきます。その結果、家庭食材として購入される魚介類は事前に加工・調理済みのものが増え、加熱さえすれば直ぐ食べられるものが好まれています。このような食材は食感も味も画一的になり、魚の旨味を食べているような錯覚を覚えることもあるほどです。

6歳と4歳の孫達（男の子）は、メバチの赤身1柵（230g程度）分の刺身を二人でペロリと平らげてしまいます。日本人は魚介類のおいしさを解する感覚を生来持っているのですが、成長過程の食生活において何を食べてきたかによって大人になってからの魚介類の食べ方が形づくられていくと考えられます。日本人の水産物食生活を文字通り文化遺産にしてしまわないよう我々が考え直さなければなりません。効率や効果を重視した社会基準について歴史、伝統、地理、民俗など社会科学的側面からの見直しが必要と考えます。

平成26年の新春を迎え、当協会も設立以来満5年余が経過いたしました。これまでの間、会員各位の支援・協力と役職員の取り組み努力もあって会員数や事業規模も拡大し、25年度予算額は2.8億円程度となっています。

26年度はさらに新たな事業の展開、事業の拡大が見込まれているところですが、そのためにも全国を網羅した会員ネットワークの構築と地方在住会員の活動機会の確保、社会科学的分野に関する事業体制整備、安定的財務基盤の確立などに取り組んでいくことが重要であると考えています。

本年も従来にも増して一層会員各位のご理解と積極的な事業活動参加をお願いいたします。

~~~~~

## 協会の5年間を振り返って

理事長 原 武史

平成20年8月26日に有限責任中間法人全国水産技術者協会が誕生し、国の公益法人改革によって平成20年12月18日に一般社団法人となってから、早いもので5年の歳月が経過しました。設立に当たって当初は理想の姿は立派ではあっても、理想を実現する手段が明確に示されていないこともあって、3年間辛抱しても業績が上げられない場合には店じまいも辞さずという決意で、協会の運営の一端を担うことになりました。外部の方々からは果たして生き残ることができるか、疑問の声もないとは言えない状況でした。

就任時の協会の性格付けを明確にしたいとの考えから、JFSTA NEWS No.1(平成21年1月14日発行)に「協会の目指すもの」を寄稿しましたが、5年を経過して協会がどのように変わってきたかを検証する意味も含めて、その道筋を振り返ってみることも意義があると考えました。

### 1 会員について

設立時からの正会員と賛助会員の数は表1のとおりです。

設立時には正会員は38名でしたが、現在は77名までになりました。全国各地に正会員がいる協会を目指す立場からすると、図1のように正会員が不在の県が現在でも15県と多いことが残念でなりません。これから会員一人ひとりが新規会員の獲得に努力し、一日も早く全国に会員が所在する協会へと発展させることが必要です。

表1 会員数

| 種別   | 年度  | 発足時 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 現在 |
|------|-----|-----|------|------|------|------|------|----|
|      | 正会員 |     | 38   | 55   | 60   | 65   | 71   | 67 |
| 賛助会員 |     | —   | 14   | 16   | 18   | 20   | 19   | 20 |

定款によれば「正会員は、水産に関する調査、試験研究及び開発の業務に従事した経験を有する者」と規定されている関係からか、正会員は国、都道府県の水産に関する研究あるいは技術開発に従事した者が多数を占めているのが現状です。定款の趣旨は民間の研究・開発に従事してきた方々を排除するということではなく、社会的に認知された一定の資格等を所持している者には門戸が開放されていることを宣伝して、

民間からの正会員を募り、官民挙げての水産技術者集団に作り上げるべきと考えています。

また、賛助会員の数は順調に増加しているということができますが、賛助会員はわれわれが目指す方向の理解者を増やすこと、財政基盤を安定させることにもつながりますので、今後ともその拡充に努力することが必要であると考えています。

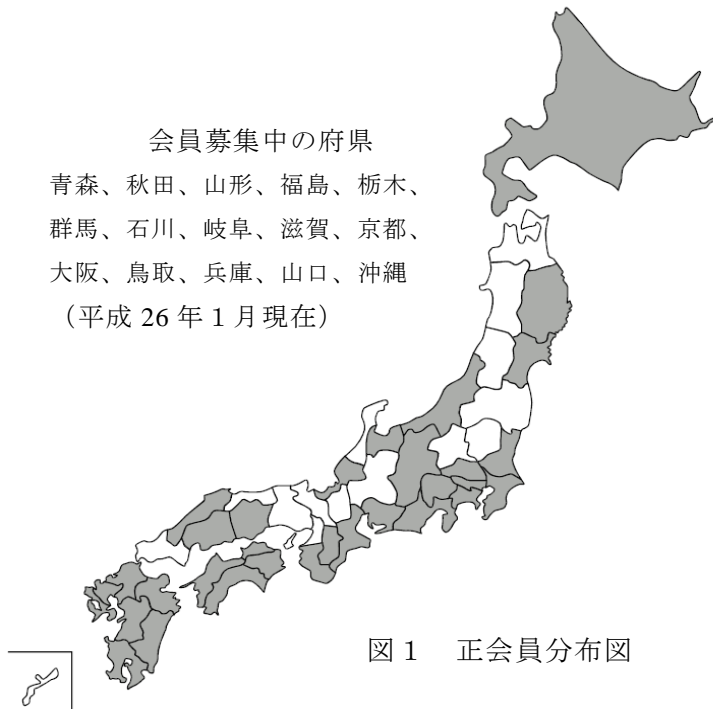


図 1 正会員分布図

## 2 組織について

協会はその名称のとおりわが国のすべての地域を網羅した全国組織を目指すために、本部のほかに地域ごとに支部を配置すること、支部の下に県内業務を担当する幹事を置くことを提案してきました。

当初は本部に研究開発部と技術管理部を設けて発足しましたが、平成 25 年 4 月に MEL ジャパン審査機関の認定業務を受託するため、技術管理部を品質管理部と改称し、新たに品質管理部の下

に認定センターを設けることとしました。また、設立当初は支部を開設するには至りませんでした。伊勢湾における漁業影響調査の開始を契機として、東海・北陸支部を平成 24 年 5 月に名古屋市に開設して、現在に至るまで開設して、現在に至っております。

しかし、各県に幹事を置くという件については、会員が不在の県などもあることから会員の方々に特にお願いするというようなことは行っておりませんが、会員がすべて幹事であるとの認識を持って、県と本部とをつなぐという役割を果たしてほしいと願っています。

## 3 事業について

協会の事業は調査・研究開発などがありますが、その内容は大きく自主事業と受託事業とに分けることができます。

### 1) 自主事業

これは会員に対するサービス、水産業界への利益の還元を意図しているもので、会費等の収入によって賄われるべきものと考えています。

#### (1) 研究会

これは当協会の会員が中心となって緊急に解決する必要がある課題、将来を予見して必要性が高いと考えられる課題等について、専門的立場から議論するために設けられるもので、研究会を設立するためには会長への届出書を提出して承認

を得る必要があります。

平成 22 年度には「有明海漁業再生研究会」を設け、諫早湾に設置された潮受け堤防の開門に伴う漁場環境への影響、漁業への影響等について議論し、中間報告書として取りまとめ、農村振興局、水産庁、水産総合研究センター等に提言しました。

平成 23 年度には未曾有の大震災に対していち早く「東日本大震災に伴う漁業復興研究会」を立ち上げ、東日本大震災後における漁業・養殖業の復興に向けた調査・研究課題を取りまとめ、水産庁、水産総合研究センター等に提言するとともに、水産庁記者クラブにも説明しました。また、食品衛生法によって食用とすることが禁止されている高ワックス魚の有効利用について、まぐろ延縄 3 団体からの要請を受けて「アブラソコムツ等高ワックス魚の用途開発研究会」を立ち上げ、農林水産省の競争的資金への応募に向けて課題化の検討を行いました。残念ながら採択されるまでには至りませんでした。

わが国の沿岸漁業は資源の減少、高齢化、後継者不足、沿岸域の開発に伴う漁場環境の悪化などの問題を抱えていますが、水産業には国民に安心・安全な魚介類を提供するという重要な任務があります。水産庁とも協議した結果平成 24 年度には水産総合研究センターと共同で「生態系保全と物質循環に基づいた沿岸漁業・養殖業の発展に関する研究会」を立ち上げました。当協会は漁業アセス分科会を担当し、水産総合研究センターは漁業振興分科会を担当することにしております。今年度末にはアセス分科会の中間報告が発表されるところまで議論が行われています。

## (2) 水産総合研究センターとの懇談会

会員へのサービスの一環として、平成 22 年度から懇談会を開催していますが、毎回 10 数名の参加者があり、賛助会員の方からは高い評価をいただいている事業です。これまでに 12 回開催してきました。懇談会の内容としてはセンター理事長からセンターの動き、重要な研究課題等について考え方が述べられ、その後意見交換をするものですが、毎回時間が不足するほどの活発な意見交換が行われています。

## (3) 漁場造成・再生用資器材技術評価認定事業

漁場の造成・再生を目的として開発された資器材について、その利用技術を評価して認定し、登録することによって、安全で安心な水産物の生産に資することを目的として、平成 21 年度に規程を設けて実施している事業です。これは民間で開発された各種資器材の環境に対する影響、水産生物に対する安全性、食料生産への影響、食品としての安全性、有用性等の観点から、既存の資器材とも比較しながら、利用技術として評価し認定する事業です。当協会が認定した資器材の利用技術については、技術認定登録証に基づき全国漁業協同組合連合会から安全確認認証状が発行されます。

この審査に当たっては各分野の専門家による評価委員会を組織していますが、大学の関係者のほか会員も委員として加わっており、その専門知識が生かされていることも特筆されなければなりません。この事業によって平成 21 年度からこれまでに認定された技術としては、製鉄工程で生産される副産物である転炉系製

鋼スラグを原料とする製品が藻場造成等に有効な技術として、製鉄会社2社から3製品の申請があり、認定されましたが、昨年度から今年度にかけて更新登録の申請が始まっています。

#### (4) 漁場環境修復技術評価認定事業

内湾漁場等に存在する土砂採取等によって生じた窪地は漁場として利用できないばかりでなく、青潮の発生等を助長し魚介類を斃死させる元凶となるため、漁場として修復する技術の開発が求められています。最近、漁場環境の改善を目的として、漁場等に沈殿堆積し漁業の障害となる物質を凝集あるいは固化させることによって除去するとともに、これらを土砂採取跡地等の埋戻しに利用して、漁場としての機能を回復する技術の開発が試みられています。これまで実海域において試験的に応用され、その効果が徐々に明らかさつつあるカルシア改質材(製鉄工程の副産物)と漁場堆積物等を混合して調製したカルシア改質土について、水産生物に対する安全性、そこで生産された水産物の食品としての安全性を確保し、漁場環境修復技術の一層の向上を図ることによって、漁場環境の改善による漁業生産の増大と、安全で安心な水産物の生産に資することを目的として、今年度新たに理事会に諮って規程を制定して認定事業に取り組んでいます。今年度新たに開始した事業で、現在専門家による委員会で審議していますが、当協会の認定に基づき全漁連が認証するという仕組み等は前記(3)の事業と同様です。

#### (5) マリン・エコラベル・ジャパン認定事業

水産資源の持続可能性と生態系の保全に配慮した漁業を認証し、消費者や関係者の認識と積極的な参加を推進する制度としてマリン・エコラベル・ジャパン(MEL ジャパン)が設けられ、すでに認証機関が定められ機能してきました。しかし、この制度を社会的に認知させ定着させるためには、認証機関の業務内容等をチェックする認定機関を定める必要があります。当協会は新たに認証業務を行うとする者及び登録有効期間終了後も継続して業務を行うことを希望する者からの認定申請を受けて審査を行います。また、審査機関が規定された手続きに沿って適切に業務を実施していることを定期的に審査する業務(サーベイランス)を行うものです。この認定業務を実施する機関としては、技術的知識・経験を所持する役職員を有する法人である当協会の業務として適しているものと考えています。なお、認定業務を実施するに当たっては、会長が会員の中から指名する認定センター長が、各分野の専門家からなる委員会の意見を聞きながら、業務を実施します。

#### 3) その他の事業

協会の自主事業としてはほかに、技術者データベースの作成事業があり、現在38名が登録しており、水産庁等からの専門家の紹介、技術指導・助言の要請に対して適切な技術者を選定し、推薦する際に使用されています。賛助会員等からの技術支援の要請については、専門家の紹介を行っているほか、専門的知識を生かした翻訳なども実施しています。

広報活動としては専門誌への協会の紹介を行ったり、会報を作成したりしていることはご承知のとおりです。

## 2) 受託事業

国、地方公共団体等から受託する事業と民間からの事業とに分けることができません。

### (1) 水産基盤整備実証調査事業

平成 24 年度に水産庁計画課から受託した事業で、有明海におけるタイラギ潜水器漁業を再生させるために凹凸覆砂畝型を施工して、タイラギ稚貝の着底と成育の場を造成するとともに、タイラギのへい死原因を究明するための調査研究を実施する事業です。この事業は 25 年度から 5 か年間継続される予定です。

### (2) 養殖ニーズ実態調査事業

平成 24 年度に水産総合研究センターから受託した事業で、当初は西日本地域の代表的な養殖業として、愛媛、長崎及び鹿児島におけるブリ類養殖業について、現場における飼料、魚病等の養殖管理技術に関する問題、現場で解決を迫られている問題、研究しなければ解決できない問題等について、漁連、漁協等から各種の要望等を伺うほか、観光協会などから養殖業界に対する要望も調査しました。この調査の結果については、水産総合研究センターの中期計画策定に使われるとのことで、当協会の会員の知識と経験が生かされ、その人脈を使わなければ質の高い調査は不可能との高い評価をいただいた事業です。

この調査実績が評価され、今年度から 3 か年をかけて全国の魚介類・藻類を含む養殖業について、海面、内水面を対象とする調査へと発展し、当協会が受託することが決まっておりますので、全国各地に在住の正会員をシニア技術専門員として登用し、精力的に調査を実施しております。

また、この調査を実施するに当たり、農林水産統計年報を使用しなければなりません。古い統計は紙情報で提供されており、PC を使用する際にはいちいち数字を打ち込むという作業が必要となり非常に不便を感じていました。そこで、これらのアナログデータをデジタル化して利用しやすくするために、協会独自の事業として賛助会員の協力を得て、全統計資料のデジタル化作業を 2 か年かけて完成させる予定で作業を進めています。

### (3) アワビ放流効果調査事業

平成 23 年度に愛媛県伊方町から 3 か年の計画で受託した事業で、アワビ稚貝の効率的な放流と資源管理による資源回復と漁家所得の向上を目的としています。この調査を実施するに当たっては、三崎漁業協同組合及び八幡浜漁業協同組合の協力を得て調査研究会を組織し、当協会の理事とシニア技術専門員が参画して、専門的立場から指導・助言を行っています。クロアワビの放流効果が上がらない原因の究明と放流技術の改良などが議論されていますが、幸いにしてメガイの回収率は比較的高いことが分かってきました。この事業については 26 年度以降も継続ということで現在調査研究計画を提案しているところです。

### (4) 日出町水産振興調査事業

平成 25 年度に大分県日出町から受託した事業で、特産の城下かれいを中心にしながら、日出町の水産振興策を策定しようとするものです。この事業についても地元に住んでいる会員をシニア技術専門員として登用し、現在鋭意振興策を取りまとめているところです。

#### (5) 水産用医薬品開発調査事業

平成 22 年度から 23 年度にかけて、賛助会員である企業からの水産用医薬品の臨床試験等を受託しました。水産用医薬品は法律によって一定の学識と経験を有する者が責任者となって治験を実施することとされていますので、水産養殖と水産用医薬品の研究開発に精通した者が会員として所属している当協会以外には受託できない専門性の高い業務です。この事業は不幸にして途中で中止される結果となりましたが、各地でシニア技術専門員が治験を実施しました。

#### (6) 西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に伴う漁業影響調査事業

平成 23 年度から中部電力株式会社から受託している事業です。伊勢湾奥部に所在する西名古屋発電所の発電施設を重油から液化天然ガス (LNG) を原料とする高効率なコンバインドサイクル発電施設に更新するリフレッシュ計画を実施するに当たり、事業者と漁業者との話し合いが行われた結果、中立的な立場で温排水等の漁業影響について、アサリ漁業及びノリ養殖業を対象にその影響を調査する事業で、平成 26 年度末まで実施する予定の事業です。

この事業を実施するに当たっては、賛助会員から現場における調査等を担当する者として、協会と賛助会員の企業との間で出向契約を締結して、協会はその経験年数等から技術専門員、調査専門員、解析専門員として登用し、協会の職員として調査等を実施しています。

### 4 事業実施等について

#### 1) 体制

協会自らが事業の企画・調整から調査の実施まで担当することが理想形であることは十分承知していますが、協会内で完結型を目指すためには多大な設備投資と人材の確保が必要となり、協会の現状からみて現実的でないこと、一般社団法人として会員の力を利用して利益を分かち合えるようにする必要があること等の理由から、賛助会員の全面的な協力のもとで事業を実施することとしています。

すなわち、協会は専門家集団として事業の企画・調整を担当し、調査・研究等の現場における調査等の実施は賛助会員の協力を得る形で、各種の事業を実施しています。具体的には技術専門員規程を定め、賛助会員各社に所属する方々を技術専門員、調査専門員、解析専門員として出向契約を締結して、協会の職員として事業に取り組む体制を構築して、各種の受託事業を実施しています。

現在、協会には 8 名の役職員が曜日を定めて勤務していますが、これに規定に基づき出向契約をしている技術専門員等は合計 45 名となっており、この方々の人件費等は協会が受託した事業の経費から支払われています。このほか協会が自ら実施する事業については、正会員の中からシニア技術専門員を任命して、各地域の業務を担当しており、日当、旅費、交通費等について支払うシステムが定着しています。

#### 2) 事業予算

協会設立以来の年度ごとの収支実績と 25 年度予算について、総会資料から抜粋すると表 2 のとおりです。

協会の収入をみると、会員の皆様にはその順調な成長ぶりを理解して頂けるものと自負しております。設立時の平成 20 年度は会費収入を中心に 600 千円弱に過ぎま

せんでしたが、平成 21 年度には自主事業を開始したこともあって、4,300 千円に成長していきました。平成 22 年度からは水産用医薬品の研究開発事業がスタートしたこともあって、予算規模も一段と大きくなって 12,000 千円台に達し、その後 23 年度からは水産庁からの受託事業、民間企業からの漁業影響調査などを受託したこともあって、70,000 千円となり、平成 24 年度からは漁業影響調査の拡大に伴い 217,000 千円の大台に到達し、今年度は前年度を上回る規模で推移しています。

事業予算が増加すればそれに伴って、事業支出も増加するのは当然のことですが、予算上の余裕が生まれるようになると、協会の設立目的である水産に関する調査、試験研究及び開発等に従事した経験を有する者が、その業務を通じて得た科学的知識、技術、経験等を社会に還元することにより、水産に関する技術の発展に寄与することを目的として、水産に関する調査、研究開発の推進、水産に関する技術専門家等に関する情報提供、水産に関する技術的な啓蒙普及、会員相互の親睦に関する事業、ならびにこれら事業に附帯または関連する事業(定款第 3 条)などが自主財源で実施することが可能になります。協会は企業のように利益を追求する団体ではありませんので、水産業の発展に貢献できるような自主事業を充実させることが必要となります。

表 2 年度ごとの収支実績と予算

|     |                | (単位：千円) |       |        |        |         |         |  |
|-----|----------------|---------|-------|--------|--------|---------|---------|--|
|     |                | 20年度    | 21年度  | 22年度   | 23年度   | 24年度    | 25年度    |  |
| 収入  |                |         |       |        |        |         | (予算)    |  |
|     | 1 会費           | 581     | 1,848 | 2,060  | 2,270  | 3,120   | 2,302   |  |
|     | 2 事業収入         |         | 2,409 | 10,097 | 67,903 | 214,528 | 280,622 |  |
|     | 1) 自主事業        |         | 2,000 | 1,000  |        | 2,100   | 4,200   |  |
|     | 2) 国などからの受託事業  |         |       |        | 6,318  | 19,989  | 24,231  |  |
|     | 3) 企業などからの受託事業 |         | 409   | 9,019  | 52,373 | 158,223 | 251,291 |  |
|     | 4) その他         |         |       | 78     | 9,212  | 34,216  | 900     |  |
|     | 3 雑収入          | 1       | 34    | 25     | 201    | 173     | 21      |  |
|     | 計              | 582     | 4,291 | 12,182 | 70,374 | 217,821 | 282,945 |  |
| 支出  |                |         |       |        |        |         |         |  |
|     | 1 事業費          |         | 1,339 | 6,493  | 60,673 | 206,641 | 264,666 |  |
|     | 2 管理費          | 742     | 1,171 | 1,723  | 4,652  | 9,564   | 16,377  |  |
|     | 計              | 742     | 2,510 | 8,216  | 65,325 | 216,205 | 281,043 |  |
| 収支差 |                | -160    | 1,781 | 3,966  | 5,049  | 1,616   | 1,902   |  |
| 繰越  |                | -251    | -411  | 697    | 4,663  | 10,385  | 11,409  |  |
| 合計  |                | -411    | 1,370 | 4,663  | 10,385 | 11,409  | 13,311  |  |

### 3) 事務局体制

設立当初は三会堂ビルの地下に約 15 m<sup>2</sup>の事務所(現在の会議室)を借り受け、役員が交代で事務所を守ってきましたが、平成 21 年 6 月からは東京近郊に在住する正会員の協力を得て、輪番制で事務所に勤務する体制となりました。しかし、財政状態が豊かでないこともあって、交通費のみがかろうじて支給されるボランティア的な状況が続きました。平成 23 年 6 月からは事業規模の拡大に伴い事務所を約 38 m<sup>2</sup>に拡張して、新たに専任職員も採用しました。その後は受託事業の拡大に適切に対応するため、地下に事務所と会議室を別々に設ける不便な体制で現在を迎えています。



事業の拡大に当たって一番の悩みは、これまで会長が自ら会計業務を担当してきましたが、平成24年度からは水産総合研究センターの事務担当の経験のある者が総務部に加わり、会計等の事務処理機能が一段と強化されました。

このように協会は事業の拡大に伴って、事務所面積の拡大、事務職員の拡充、調査研究職員の拡充強化を図ってきましたが、事務所に勤務する職員等が増加すると、事務処理のための諸設備を充実させることが急務となっています。現在は職員が事務机を共有することなどで急場を凌いでいますが、これも限界に近づき、より面積の広い事務所を構えることが必要となっています。

また、支部についても平成24年度に東海・北陸事務所を開設しましたが、事業が全国展開するようになると、その事業を適切に実施するための中核として、地域に拠点を構えることが必要になります。

## 5 協会の将来の発展に向けて

これまで述べてきましたように、協会は発足以来順調に業績を伸ばしていますが、将来のために何をしなければならないのかについて、これまでの経験から私見を述べてみたいと思います。

第一に会員一人ひとりが協会の運営に関心を持ち、これに参画するとともに、地域における活動をとおして協会の存在を周知させることが、協会の発展につながるということを自覚する必要があると思います。これまでも協会からは何ら働きかけはしませんでした。伊方町や日地町から調査研究事業を受託することができたように、協会は利益を上げることが目的ではなく、専門的知識、経験等を所持した専門家集団であること、水産業の発展に貢献することを設立の目的としていることが各地域で理解され、事業の獲得につながっていることを認識する必要があると考えます。

また、民間企業等において研究開発業務等に従事した者についても、社会的に認知された資格(学位、技術士等)を有している者を積極的に受け入れることが必要です。今後協会が受託する事業の幅が広がると、管理技術者として技術士の資格を求められる場合もあるので、現在の正会員の資格所有者では不足することが考えられます。

第二に全国水産技術者協会の名に恥じることがないように、47都道府県すべてに正会員がいるというようにすることによって、協会の知名度も上昇し、仕事を獲得する機会も増加することが期待されます。各県における活動が活発化することによって、地域ごとに支部を設けることも可能になりますので、これを一日も早く実現したいと思っています。

第三に協会の事務処理機能を向上させることが急務であると思っています。現在のような手狭な事務所では事務処理能力を向上させることは望むべくもなく、協会の体制を強固なものとすることはできません。会員の皆さんが協会事務所に来られた際に座る場所もないようでは、会員相互の親睦などはとてもできません。事業の拡大に対応できるような面積の事務所に移転し、本部では設立以来の念願である「お天道様に見える部屋」を実現したいと願っていますし、地域の支部の設立にも努めなければなりません。

第四に役職員の処遇改善を実施しなければなりません。これまでは役職員がボランティア的に協会の運営に携わってきましたが、これからは通常の法人で認められる範

困内で、処遇を改善していかなければ良い人材を確保することが困難となり、協会の将来の運営に不安な要素となる可能性も否定できません。協会の事業に従事する役員員の知識と経験を的確に評価して処遇することによって、協会の将来は明るいものになると信じています。投資なくして協会の将来はないのです。

これからも設立当初の目的を忘れることなく、会員が協会の運営に積極的に携わることができるような開かれた組織運営を心がけることが必要になると考えています。

## 事務局便り

全国水産技術者協会は平成 20(2008)年 12 月に一般社団法人に移行してから 5 年が経過しました。翌年 1 月に発行した JFSTA NEWS No.1 に原理事長が 4 ページ半にわたって執筆した「協会が目指すもの」では、今回と同じ 4 項目について、明確な展望を述べています。そして、この 5 年間に正会員は 2 倍に、賛助会員も順調に増え、様々な事業に取り組んで今年度の予算は当初の 400 倍を遙かに超えました。「知識と経験を社会に還元し、水産業界の発展に貢献します！！」という協会の標語に則った活動が静かに、力強く続けられてきました。

今号の原稿の末尾に述べられた 4 つの目標が次の 5 年間に実現できるように、協会に結集する会員の皆様の熱意と努力が期待されています。

いつも熱心に当協会の総会の様子取材し、報道していただく水産関係報道機関の中に、(株)水産通信社の白石さんがいます。現在は月刊となっている「水産週報」の巻頭には毎号「独見独語」というコラムがあり、水産人が顔写真と略歴入りで様々な視点から意見を述べます。当協会からも平成 20(2009)年 4 月号を皮切りに「シルバーパワーで水産業界の活性化を」(原理事長)、「知識と経験が腕を撫でる」(嶋津理事)、「老驥伏櫪」(安永理事：駿馬は年老いて馬小屋につながれていてもなお千里を走ろうとする志を失わない)、「経験の蓄積から得た「技」と「知恵」」(本西理事)、「まき網漁業資源の回復をめざして」(小坂理事)、「研究環境への投資」(城理事)、「水産業界の発展は地域発の発想で」(岩田光正理事)と続き、昨年 12 月号には「資源の総合利用で震災復興を」(中添理事)が掲載されました。

理事の皆さんを一巡するまでは逐次続きますので、執筆依頼を受けてから 1 週間の間に原稿を提出できるように日ごろの心がけをよろしく願います。(嶋津)

一般社団法人 全国水産技術者協会  
〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル  
TEL 03-6459-1911 FAX 03-6459-1912  
E-mail zensuigikyo@jfsta.or.jp URL http://www.jfsta.or.jp